

令和5年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第11号）						
招集年月日	令和5年9月5日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年9月7日 午前10時06分			議長	森岡 勉
	散会	令和5年9月7日 午後2時52分			議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	豊永 喜一	○
	2	岩本 恭典	○	9	山口 和幸	○
	3	難波 文美	○	10	永井 英治	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	皆越 てる子	○
	5	橋本 誠	○	12	小見田 和行	○
	6	小出 高明	○	13	溝口 峰男	○
	7			14	森岡 勉	○
議事録署名議員	5番 橋本 誠 6番 小出 高明					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口 俊朗	○	教育長	米良 隆夫	○
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○	教育課長	山口 宏子	○
	総務課長	山内 悟	○	高齢福祉 課長	林 敬一	○
	会計 管理者	土肥 克也	○	健康推進 課長	大藪 哲夫	○
	企画政策 課長	荒川 誠一	○	農林振興 課長	万江 幸一朗	○
	財政課長	伊津野 博子	○	商工観光 課長	深水 昌彦	○
	税務課長	高田 真之	○	建設課長	酒井 裕次	○
	町民課長	中竹 健次	○	上下水道 課長	鬼塚 拓夫	○
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○	農業委員会 事務局長	橋本 英樹	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第11号）

日程第 1	議案第 19号	あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について
日程第 2	議案第 20号	訴えの提起について
日程第 3	議案第 21号	令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 4	議案第 22号	令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 5	議案第 23号	令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 6	議案第 24号	令和5年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第 7	議案第 27号	令和4年災 林道芋の八重線災害復旧工事請負契約の締結について
日程第 8	議案第 28号	あさぎり町スクールバス車両の買入れについて
日程第 9	議案第 29号	あさぎり町学校給食センター配送車両（ひばり号更新）の買入れについて
日程第 10	認定第 1号	令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 11	認定第 2号	令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 12	認定第 3号	令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 13	認定第 4号	令和4年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 14	議案第 25号	令和4年度あさぎり町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 15	議案第 26号	令和4年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 16	認定第 5号	令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 17	認定第 6号	令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第 19号	あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について
日程第 2	議案第 20号	訴えの提起について
日程第 3	議案第 21号	令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 4	議案第 22号	令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 5	議案第 23号	令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第 6	議案第 24号	令和5年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第 7	議案第 27号	令和4年災 林道芋の八重線災害復旧工事請負契約の締結について
日程第 8	議案第 28号	あさぎり町スクールバス車両の買入れについて

日程第 9	議案第 29 号	あさぎり町学校給食センター配送車両（ひばり号更新）の買入れについて
日程第 10	認定第 1 号	令和 4 年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 11	認定第 2 号	令和 4 年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 12	認定第 3 号	令和 4 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 13	認定第 4 号	令和 4 年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 14	議案第 25 号	令和 4 年度あさぎり町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 15	議案第 26 号	令和 4 年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 16	認定第 5 号	令和 4 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)
日程第 17	認定第 6 号	令和 4 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について (提案理由の説明)

午前 10 時 06 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第 1、議案第 19 号あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。議案第 19 号あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。就学前のこどもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、議案第 19 号について説明をさせていただきます。この条例改正は、上位法令の改正に伴い一部を改正するもので、就学前のこどもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律、第 3 条第 1 1 項が繰り上げられ、第 10 項となったため条項ずれを改正するものでございます。新旧対照表にて説明をさせていただきます。3 ページをお願ひいたします。現行の第 15 条第 1 項第 2 号の中ほど同条第 1 1 項とあるところを改正後同条第 10 項に改めるものです。2 ページをお願ひいたします。附則でございます。この条例は公布

の日から施行するとしております。以上、説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第20号訴えの提起についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第20号、訴えの提起について提案いたします。提案理由を申し上げます。本件の訴えを提起するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求める必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、説明いたします。まず1番目相手方でございますが、相手方につきましては、ここに記載の御住所、名前の方でございます。第2の訴えの趣旨でございますが、損害賠償請求権、ここに記載の金額及びこれに対する支払い済みまでの法定利息を相手方に請求する訴えでございます。3番目の訴えの概要でございますが、本件訴えは平成30年12月8日に、本町内で発生した交通事故により本町の国民健康保険被保険者が負傷したことにより治療費、ここに記載の金額を本町が保険給付費として診療機関に支払い、この結果、被害者が加害者に対し有する民法第709条に基づく加害者の過失割合70%相当額の損害賠償請求権、ここに記載の金額を本町が取得したが、加害者がその支払いをしないので同損害賠償請求権及びこれに対する支払い済みまでの法定利息を加害者である相手方に請求するための訴えでございます。なお保険者である本町は、これまで熊本県国民健康保険連合会、国民健康保険団体連合会に委託し、加害者に対する求償事務を行ってきたところでございますが、相手方が再三にわたる臨戸訪問や通知、電話により督促にも応じ全く応じない状況であるため、訴えを提起するものでございます。4、訴訟代理人につきましては町長が委託するものとしております。以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1点お尋ねをいたします。これ平成30年ということでございますが、こういった大きな給付、保険給付費が発生している場合に、一般的に言う第三者行為の保険給付の場合に、ちょっと確認なんですけど、保険者としてのあさぎり町はですよ、これを、こういった事案を保険給付として扱うことを、言葉として適当かどうか分かりませんが、拒否とか断ることが出来なかったですね。何かそういう手続の問題なんですけど。今回のケースがどうこうじゃなくて一般論として、そういう第三者行為に関しまして、保険者としては、当事者あるいは医療機関と協議をすることが可能ではなかったかと思いますがその点ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、第三者行為求償事務につきまして、第三者の不法行為により負傷した被保険者は、その治療費を不法行為に不法行為者により、よる損害賠償として受けるか、保険給付費として受け入れるかのいずれかを選択することができるとなっております。この方から、今、案件につきましては、保険者、あさぎり町の保険者の選択というよりも被保険者のほうからが、この選択できるとなっております関係から、保険給付費の対応で対応したということでございます。

◎議長（森岡 勉君） 1番小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） こういった事案が発生しないことが1番なんですけど、こういった場合に今後のこの案件がどういう結果になるかちょっと分かりませんが、結果的に保険者としての本町あさぎり町がですね、金銭的な結果的に負担を被るようなケースも想定をできるわけではありますが、そういった時にその付近のこういった事案がほかにもあるかどうか分かりませんが、被保険者の方々とのですね、協議の場面、そういった場面は、ほかの、本県に限らずですよ、そういった場面がほかにもあるのかっておかしいんですけど、可能性としてあるかと思うんですけど、そういった場面は、いかがでありますでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。まず私の記憶の中では、こういう第三者行為での求償事務で国民健康保険のほうのほうで給付、負担をしたということ案件は、私の記憶じゃございません。今後ですねやはり、こういうなりますと負担といいますか求償事務で、回収が全額取ればいいんですが、出来ない場合も想定した場合に、当然その分については国民健康保険特別会計でございましてこの中で対応することになってまいりますけど、当然被保険者の方の御負担も変わってくることから、これについては、国民健康保険の団体の協議会を設けております、そちらにも御報告いたしますが、今回の案件等も踏まえて特殊な案件、通常の運営、国保保険の運営とは通常異なる想定外の支出、負担ということになるかと思っておりますので、これらにつきましては、やはり保険者であるあさぎり町が、が、国民健康保険という特別会計の中での処理に限らず保険者としての考え、対応についても今後必要かと考えております。当然そうなりますと、一般会計との兼ね合いもございまして、その段になりましたら、関係課、財政課を含め関係課ともその点については十分協議を行ってまいりたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第21号令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第5号についてを議題とします。なお本議案は、本日は質疑までと致し、採決は最終日15日に行うことに致します。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第21号、令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第5号について提案いたします。令和5年度あさぎり町の一般会計補正予算第5号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,616万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億9,855万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 議案第21号について御説明を申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条債務負担行為の追加及び変更は、第2表債務負担行為補正による。第3条地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。6ページをお願いします。第2表債務負担行為補正です。光ブロードバンド整備事業補助金及び体組成計賃借について、債務負担行為の追加を。また変更については、戸籍総合システム賃借の期間と限度額の変更をお願いするものです。内容につきましては、担当課より説明いたします。次のページをお願いいたします。第3表 地方債補正です。光基盤整備事業について追加するとともに、臨時財政対策債及び学校施設整備事業について、限度額の補正をお願いするものです。詳細につきましては担当課より説明いたします。次10ページをお願いいたします。財政課所管分について説明をいたします。まず歳入からです。1番上の枠の目1地方交付税ですが、今回の補正予算の財源調整により普通交付税を減額するものです。次のページをお願いします。2枠目の目1不動産売払い収入は、町有地2件を個人及び法人に売却したことによる収入です。3枠目の目7減債基金繰入金は、令和4年度の公共施設管理計画に基づく事業の実施に伴う元利償還金の決定に伴い、繰り入れるものです。5枠目の目1繰越金は前年度の繰越金の確定により現予算との差額分を計上するものです。次のページをお願いします。二つ目の枠、町債の目1総務債のうち上の臨時財政対策債は、普通交付税からの振替額の確定による減額です。次のページをお願いします。歳出です。2段目、目6財産管理費、節12委託料ですが、深田地区対体育館を法人へ賃借することになったことに伴う施設清掃業務委託料です。次は下から2段目の目14基金費の積立金で、公共施設整備基金積立金は、歳入のところで説明しました不動産売払い収入の全額を基金に積み立てるものです。財政調整基金積立金は、地方財政法第7条に基づく決算剰余金の2分の1を積み立てるものです。現予算との差額分を追加計上しております。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、総務課所管分の説明を申し上げます。13ページをお願いいたします。歳出でございます。まず、今回の補正では給与費の補正としまして一般職の給与費につきまして人件費を計上する科目において職員手当等の所要額を補正するものであり、各科目での説明は省略させていただきます。特別会計におきましても同様に補正していることから、特別会計での給与費の各科目での説明は省略させていただきます。また後ほど関係所管課において説明します会計年度任用職員の給与費とあわせて今回の補正の総額の補正後補正前の額は21ページからの給与費明細に示すものでございます。それでは13ページから総務課所管補正分を説明いたします。最上段で目1一般管理費の節1第三者調査員報酬から一つ飛びまして、節8旅費

の費用弁償、その下節12第三者調査委員会会議録作成業務委託料、その下節13会議室使用料につきましては、第三者調査委員会開催予定の5回分を増額補正するものでございます。同じく目1一般管理費の節2特別職給料は、8月28日に開催されました議会第5回会議におきまして、町長の給料の減額に関する条例が可決されたことによりまして、3か月分を減額補正するものでございます。次に下から3枠目の目13諸費の節18人吉准看護学院負担金は負担金額の確定による追加とテレビ会議システム導入分の管内市町村負担金を増額するものでございます。次19ページをお願いいたします。一つ目の枠目2非常備消防費、節7報償費の賞賜金は、退団消防団員の永年勤続報奨金確定によります不足額を増額補正するものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます。21ページをお願いいたします。まず特別職におきましては第三者調査委員会委員報酬の追加分の増額と町長の給料3か月分の減額となっております。次に一般職の給与費について説明いたします。22ページをお願いいたします。一般職におきましては職員手当等の所要額を補正するものでございます。次23ページをお願いいたします。会計年度任用職員におきましては健康推進課の会計年度任用職員の報酬等を減額補正するものでございます。今回の補正の総額は各表の比較の欄に示すとおりであり、補正により補正後補正前の額は格段のとおりでございます。次24ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが、今回の補正は、職員手当の増額によるものであることからその事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは企画政策課所管分について説明いたします。6ページをお願いいたします。債務負担行為補正になります。1枠目、番号1光ブロードバンド整備事業補助金につきましては、既存整備の無償譲渡により民設民営移行と並行して実施いたします新規光基盤整備については、複数年での計画としておりますので債務負担行為を行うものです。7ページをお願いいたします。地方債補正になります。1枠目、番号1光基盤整備事業の財源としてまして借り入れるものになります。10ページをお願いいたします。歳入になります。2枠目、目1総務費国庫補助金、説明の社会保障税番号システム整備費補助金は、マイナンバーカードへ氏名をローマ字で表記させるなどのシステム改修費に対しまして補助されるものです。3枠目、目1総務費県補助金、説明の光ファイバーケーブル移設負担金は、皆越地区において県で実施されます災害復旧工事で支障柱移設を行われます。町所有の光ケーブル移設も必要となり、その移設費用を負担していただくものです。12ページをお願いいたします。2枠目、目1総務債、節4光基盤整備事業債につきましては、新規での光基盤を整備いたしますので、その財源として過疎債を借り入れるものです。13ページをお願いいたします。歳出になります。三つ目の欄、目7企画振興費、節7報償費は、町制施行20周年記念事業の一環であさぎり町の歌を編曲し、南稜高校ダンス部で振りつけを考えていただいております。イベントなどで活用できるよう振りつけを録画し、ユーチューブを利用して配信する費用となります。節12委託料、説明の総合計画策定業務委託料ですが、現在、第三次総合計画を策定しておりますが、次期総合戦略の策定も控えており人口減少対象など総合計画に位置づけられる長期のまちづくりと共通する考え方を有しておりますので、総合計画の中に位置づけることでより一貫的な取組ができることが可能と思われ

ますので、その業務に必要な費用を計上しております。その下、eスポーツイベント企画運營業務委託料は、町制施行20周年記念イベントといたしまして、近年注目が高まっておりますeスポーツをテーマとしたイベントを実施することで、世代間交流、地域コミュニティの再生のきっかけづくり、町内外の交流促進を目的として実施するものです。三つ目の食の連携事業委託料ですが、この事業につきましても、町制施行20周年記念イベントとしまして、20年を迎え、改めてあさぎり町の魅力を再発見し町外への情報発信を行い交流人口の増加などにつなげることを目的に、目標に南稜高校と長期的に連携をしながら事業を推進することを、するための費用を計上しております。次の欄、目8電子計算費、節12委託料は、説明の電子システム改修委託料は、歳入で説明いたしましたシステム改修費になります。その下、RPAシナリオ作成支援業務委託は、これまで人のみに対応可能と想定された作業や高度な作業を人にかかわって実施いたしませんルールエンジンやAI等を含む認知技術を活用した作成支援業務の費用になります。1番下の欄、目15地域情報基盤整備推進事業費、節12委託料は、歳入で説明いたしました災害復旧工事に伴います光ケーブルの移設費用を計上しております。節18負担金補助及び交付金につきましては、新規の光基盤整備に必要な費用を計上しております。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） それでは、税務課所管分について説明いたします。14ページになります。2枠目、中ほど目2賦課徴収費、節22償還金利子及び割引料の町税還付金になります。今回の補正につきましては、法人住民税で製造業の確定申告により高額還付金があったことが主な要因になります。補正額につきましては、過去3年間、3か年の平均月額を7か月で乗じた額になります。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） 町民課所管分について御説明をいたします。6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の変更です。下段番号1で、戸籍総合システムの更新に伴いリース料の期間と限度額の変更をお願いするものです。14ページをお願いいたします。3枠目、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料は、戸籍情報の製本と副本の全量一致を確認するためのものです。町民課所管分に、所管分の説明は以上です。申し訳ございません。14ページ送ってなかったようです。もう1回、復唱させていただきます。3枠目、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料は、戸籍情報の製本と副本の全量一致を確認するためのものです。町民課所管分の説明は以上です。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） 生活福祉課所管分の補正予算につきまして説明をさせていただきます。15ページをお願いいたします。歳出です。1枠目2段目、目4節18説明の上、中球磨巡回支援専門員整備事業負担金は、令和4年度実績の訂正により負担金の増額分を計上しております。1枠目最下段、目7節12委託料の説明、樹木管理委託料は、ヘルシーランド敷地内の高木となった樹木の伐採、剪定を行うための委託料を計上しております。2枠目、目1節10の説明、修繕料は、須恵の児童公園にある遊具の修繕に係るものとなります。その下、節22償還

金利息及び割引料は、16ページにまたがりませんが、保育園、認定こども園に対する補助金の令和4年度の実績による返還金となっております。16ページ、1枠目2段目の目3こども医療費助成事業費の補正予算につきましては、こども医療費助成の給付方法を償還払いから現物給付に変更するためのもので、受給者証用の印刷製本費、郵送料とシステム改修委託料、レセプト点検事務の事務費、委託料を計上しております。1枠目3段目、目5、養育医療費、失礼しました養育医療事業費、節22償還金利息及び割引料は、未熟児養育医療費の国及び県の負担金について、令和4年度の実績により返還するものです。2枠目、目1救護施設総務費の節12委託料は、施設への引込み電線に支障を来す樹木につきまして、伐採をするための委託料を計上しております。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はいそれでは、高齢福祉課所管分について御説明いたします。10ページをお願いいたします。2枠目の目2民生費国庫補助金、節3老人福祉費補助金、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金でございますが、町内の介護施設に対して自家発電設備整備に伴う国庫補助金の内示がありましたので計上するものでございます。詳細は歳出で説明させていただきます。11ページをお願いいたします。4枠目の目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金、過年度分精算繰入金ですが、令和4年度介護保険事業特別会計決算により事業費が確定しましたので、介護給付費負担金及び地域支援事業費負担金、一般事務費分の町負担返還分を一般会計へ繰り入れるものでございます。15ページをお願いいたします。歳出になります。最上段の目2老人福祉費、節18負担金補助及び交付金、地域介護福祉空間整備事業費補助金につきましては、歳入に計上しております国庫補助事業で介護施設において災害等による停電時の対応として非常用自家発電設備を整備するものでございまして、実施主体は社会福祉法人東洋会、施設名は地域密着型介護老人福祉施設リュウキンカでございます。その下の節22償還金利息及び割引料の介護保険低所得者対策事業県補助金返還金ですが、低所得の介護サービス利用者に対する社会福祉法人等の費用負担を軽減するために交付される県補助金を精算し返還するものでございます。説明欄のその下の低所得者保険料軽減国庫負担金返還金、その下の同じく県負担金返還金につきましては、令和4年度の実績により精算し、国県へ返還するものでございます。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、健康推進課所管分につきまして説明いたします。6ページをお願いいたします。債務負担行為補正の追加でございます。番号2番、体組成計賃借で、期間は令和6年、失礼いたしました令和6年度から令和8年度までで、限度額は記載のとおりでございます。10ページをお願いいたします。はい、歳入です。2枠目の目3衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金の増額は、歳出で説明いたします秋開始接種にかかる費用の補助金として受け入れるものです。12ページをお願いいたします。はい、1枠目の目2衛生費納付金、節1保健衛生費徴収金の新型コロナワクチン接種負担金は、あさぎり町で行うワクチン接種に町外の方が接種を受けられたことにより、その受けられた方の市町村より負担金として受け入れるものです。14ページをお願いいたします。ここからは歳出となり

ます。1 枠目の目 19 地域おこし協力隊の節 1 報酬の地域おこし協力隊員報酬、節 3 職員手当の会計年度任用職員期末手当、節 4 共済費の社会保険料と会計年度任用職員地方公務員共済組合負担金の減額は、当初、当初予算では 4 月から 2 名の体制で予算化をしておりましたが、1 名が 7 月から任用となったため 4 月から 6 月の 3 か月分を減額するものです。節 8 旅費は今説明しました 7 月からの任用分に伴い 3 月分の通勤手当を減額しますとともに、協力隊員の研修旅費の増額をいたしましてトータルとして増額をお願いするもので、となります。節 11 役務費の通信運搬費及びインターネット回線引込み手数料と節 13 使用料及び賃借料の住居借上料は、不用額分を減額するものです。16 ページをお願いいたします。はい。1 番下の枠の目 1 保健衛生費総務費、節 10 需用費の印刷製本費は、地域資源通いの場マップを当初予算では 2 校区分予定しておりましたが、1 校区分追加し 3 校区分を作成するため増額をお願いするものです。これにより前年度 2 校分を既に作成しておりますので今年度で 5 校分、5 校区分全て作成することとなります。節 18 負担金補助及び交付金の中九州中部地域医療連携協議会負担金は、令和 4 年度に産科医療体制、これはハイリスク妊婦の方の出産とかですね、の体制を確保するために設置された協議会で、今後活動を、失礼しました、協議会で熊本県、宮崎県、鹿児島県や各県の医師会及び大学の医学部への要望活動をより充実していくために構成市町村から負担金により要望活動を進めていくため、今回予算、予算化をお願いするものです。17 ページをお願いいたします。はい。1 枠目の目 6 予防接種事業費の委託料、健康管理システム改修委託料は、9 月下旬から予定しております新型コロナワクチン秋接種開始に伴うシステム改修費を増額するものです。目 8 スマートウェルネスシティ事業費の節 1 報酬の会計年度任用職員報酬、節 3 職員手当等の会計年度任用職員期末手当、節 4 共済費の社会保険料及び会計年度任用職員地方公務員共済組合負担金の減額ですが、健幸運動教室に地域おこし協力隊を前年度から 1 名任用し、本年度は 2 名体制となるよう募集しておりましたが 4 月時点での応募がない状況でありました。そのため会計年度任用職員 1 名分を 1 年間分予算化し、4 月から任用しておりました。7 月から地域おこし協力隊員が 1 名追加で任用することになりましたので、会計年度任用職員の方は 6 月、6 月までお願いしたところでございます。これにより 7 月から令和 6 年 3 月までの会計年度任用職員分の予算化を今回減額するものです。なおこのスマートウェルネスシティ事業費につきましては、先に開催ございました厚生文教常任委員会、議会全員協議会での説明をしておりますませんでした。本日初めての説明となり大変申し訳ございません。以上で健康推進課所管の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、農林振興課所管分について御説明いたします。10 ページをお願いいたします。歳入になります。最下段の目 4 農林水産事業費県補助金、節 2 農業費補助金の土地利用型農業支援事業補助金は、主に価格が高騰している麦の生産に関する事業で、1 件の農業団体における機械の導入事業費の 2 分の 1 を受け入れるものです。次の球磨川流域地産地消支援事業補助金は、歳出において本年度実施するあさぎり中学校農業体験ラボ事業に対し、補助金を受け入れるものです。次の県産麦安定生産体系構築支援事業補助金は、主に麦の品質の向上と収量の確保を図ることを目的とした事業で、4 件の農家における総事業費の 2 分の 1 を受け入れるものです。次のページをお願いいたします。中ほどの目 9 林業振興基金繰

入金は、林業従事者育成推進事業として4名の林業従事者からの林業機械等の導入申請分に対して繰入れを行うものです。17ページをお願いいたします。歳出になります。下段の目4農業振興費、節18負担金補助及び交付金の県産麦安定生産体系構築支援事業補助金は、歳入で説明をいたしました4件の農家に対し支出をするものです。次の目6農業後継者育成指導費につきましては、あさぎり中学校農業体験ラボ事業経費として、財源更正を行うものです。次の目8水田農業経営確立対策事業費、節18負担金補助及び交付金の土地利用型農業支援事業補助金は、歳入で説明をいたしました1件の農業団体に対し支出をするものです。また目9農業施設管理費、節11役務費及び節13使用料及び賃借料は、免田畜産センター建屋の除却に伴い仮設トイレを設置するものです。次の目16農地費、節18負担金補助及び交付金の土地改良区負担金は、中球磨土地改良区所有の南部利水に6月末から7月上旬の豪雨により流入した土砂の浚渫経費を支援するものとなります。次のページをお願いいたします。上段の農業農村整備事業推進交付金は、百太郎土地改良区が実施する団体営事業に対する町負担分となります。次の県営土地改良事業負担金は、県が実施する田んぼダム普及拡大モデル事業に対する町負担分となります。次の枠、目2林業振興費節18負担金補助及び交付金の林業従事者育成促進事業補助金は、4名の林業従事者における刈り払い機やチェーンソー購入に対し、税抜2分の1を支援するものとなります。次の目5鳥獣被害防止対策事業費の節18負担金補助及び交付金は、上球磨猟友会が管理運営する射撃場の改修費として支援を行うものです。説明は以上となります。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。12ページをお願いいたします。歳入でございますが、1枠目の目4雑入、節1雑入で熊本地震復興基金交付金過年度分につきましては、令和4年度の耐震化支援事業に係る県補助金になりますが事業完了が年度末であったことから事務手続上、今年度で受け入れるものです。18ページをお願いいたします。歳出でございますが、3枠目の目2道路維持費、節13使用料及び賃借料につきましては、皆越地区の立野線で災害復旧を予定している箇所敷き鉄板のリース料となりますが、今年度での工事着手を見込んでおりましたところ周辺でほかにも災害復旧工事を行うことから、施工時期を翌年度以降にずらすものとしましてリース期間を延長するものです。目4道路改良費、節16公有財産購入費につきまして、通学路の整備としまして免田町中央通り線の用地買収を行うものですが、用地測量を行いまして影響幅を確定しましたところ面積が増えることとなりましたので、不足分を増額するものです。次の枠の目2住宅建設費、節13使用料及び賃借料につきまして、岡原の別府団地の改修を行うこととしておりますので工事期間に浴槽が使用出来ないときの対応としましてヘルシーランドを利用してもらう分の入浴料を計上しております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。教育課所管分について御説明いたします。12ページをお願いいたします。2枠目、目7教育債 節1学校施設整備事業債は、須恵小学校食堂屋根改修事業に充てるため、合併特例債を財源として借入れを行うものです。19ページをお願いいたします。歳出になります。2枠目、目1学校管理費、節14工事請負費は、歳入で説明いたしました須恵小学校食堂屋根改修工事費となります。3枠目、目1学校管理費、節12委託料は、あさぎ

り中学校駐車場等整備工事に係る設計業務委託料です。最後の枠です。目4文化ホール運営費、節10需用費は、文化ホールの修繕料が不足するために増額計上するものです。その下、目6生涯学習センター事業費、節10需用費は、生涯学習センター内に漏水か所が見つかり使用料、修繕料を増額計上するものです。次のページをお願いいたします。1枠目、目1保健体育総務費、節12委託料は、全国大会出場の横断幕の作成が予定を上回ったため増額するものです。以上で、教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明ございませんね、追加は。はい。ないようでしたら、会議の途中でございませけれどもここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい企画振興課に、企画政策課にお尋ねしますが、今回南陵に報償費として支払われるわけでありましたが、決算、令和4年度の決算を見てみると消化されなくて、今年度30万の予算が5年度使用されたんだろうと思いますが、このあさぎりの今回のダンスになったんですかね。あさぎりの音頭、もう数年前から私はこれにこだわってずっと言ってきた経緯があって、今回ようやくそのダンスという形になったようではありますが、これはいつ完成したのか、誰がダンスになったのか。そしてこれは私どもは全く楽譜、そういったものも聞かされてもいないんですけれどもそれをどのようにして町民の皆さん方に普及していくのか。今回20周年か、それに合わせて披露がなされるんだろうと思うんですけれども、町民体育祭であったり学校の運動会だったりそれぞれ披露の場所というのはあるんですけれども非常に日にちがありませんでそれが本当に可能なかどうか。どのようにして今後進めていくのかその辺も、今までの経過もしっかりとお知らせいただけませんか。内容について。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。ただいまの御質問ですが、経過につきましてはこれまでですね若干全協あたりでもお話ししたかと思いますが、庁内ですね課長補佐のレベルで推進本部会議を行っております。そこでですね、今回どういった曲調にするか等ですね、協議を行ってきたところでございます。様々なですね意見がありましたが、なかなかまとまらなかったところもありまして、進捗についてはかなり遅れたというところがあります。これにつきましては議会のですね曲をお示しするところが遅れておりまして、そこにつきましては、お詫びを申し上げたいと思います。また南陵高校につきましてですね、ダンスの依頼をしたところであります。これにつきましても様々な意見が出まして盆踊り調にするのか、ダンス調にするのか。またあるいはですね、体操みたいなどころでのですね、ゆるい踊りにするのか、いろいろ検討してきたところでございます。そこでですね南陵高校さんをお願いいたしましてダンスというところで決定をさせていただいたところでございます。これにつきましては、一応年齢関係なくですね、踊

れるようにいろいろパターンを考えていただくというところで進めているところでございます。例えば小中学生向け、また一般、後は老人の方とかですね、そういったところで座って踊れるような踊りまでちょっとアレンジしていただくというところで計画をしているところです。またですね、町民に対しての普及になりますが、もう既にですね運動会等実施される場面が多くてですね、これにつきましてもそういう場で使っていただけるのか。そういったところについては若干ちょっと遅れが生じているところではございますが、できる限りですね早急に仕上げまして使用していただく場面を作っていきたいというふうに考えております。

◎議長（森岡 勉君） 13、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。出来たのであるならば、ぜひ今議会でもメロディーあたりぐらいは披露していただくならばいいかなと思うんですが、それぞれの階層に受け入れられるような形で進めていくという話であります。健幸教室あたりでもですね、使えるように。あるところでは今のラジオ体操を、身体の例えば車椅子に乗ってる人たちでも、ラジオ体操にかわる体操をですね、アレンジしながらしてるところもあるわけで、みんながそういうふうであるならばです、今それぞれの体操教室もあってるんで、そういうものにも活用できるように、そしてこのあさぎりの曲は変わっても内容は詩は変わらんわけでしょ。ですからそういうものをやっぱり浸透させていくということが1番大切ではないのかなというふうにも思います。これはもうそれぞれの各課がしっかりとその辺は共有していただいでですね、やっていただければ、素晴らしいものになるんだろうと思います。まずは御披露をお願いをしたいというふうにも思います。続けてよかですか、もう1点だけ、後で回答ください。建設課にすいません、お伺いしますが、今回鉄板の継続で上げられました。ここもう本当に長い間そのままの状況で、今言われたように工事に取りかかろうかなと思ったら下流部が今度はまた災害に遭ったと。この路線もまだ何か所も大きな災害があって通行止めになってますが、もう一方本当にといいますかね、槻木に行く大きな皆越線。ここも本当に付け根から、付け根が県道の県道と町道の所ありますがそこが県道も工事が終わった途端にあくる年はまた災害同じところがまたやられて通行止め、通行止めっていいですか車も大型通れないような状況になりました。その上にも今度は県が工事する土砂の流出のための工事をするんですが、もうその上もかっとしゅうもう今回も災害あってます。できれば地域の皆さん方にもお示しいただけるように場所と地図に落としてですね、そしてもう災害でありますんで災害の復旧の工事の目途あたり、その辺をお示しいただくならば、本当に安心感が生まれてくるんじゃないのかなあと私は地域の皆さん方も思っておられると思います。でないと、いつどうなるんだろうと。これだけの災害があって道も通れんと。物すごく不安を持っておられるので箇所箇所において今回立野線は1か所を工事をしていただくになりました。その上はいつになるんだろうかと。もう一方のところはもう県道の付け根からいつ頃工事があって通れるようになるのか、その辺を完全にはいかなと思うんですが、もう災害ですから復旧はしていただけると思うんです。ですからその時期等も明示していただくような地図を落としていただければ本当にありがたいと。地域の人たちも安心されると思うんですが、その辺は出来ますかね。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。一つ目の御質問ですが、曲につきましては、近いうちに

ですね披露できる場面があれば、御披露させていただきたいというふうに思っております。それからですね健幸教室などでですね、ラジオ体操に替わるような使用ができるというふうに私たちも思っておりますので、その辺りはですね、体操が普及できるように、このダンスがですね、はい。していきたいと思えます。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい、議員がおっしゃいますとおりですね、皆越地区におきましては、町が管理する道路としましては、町道の皆越線、それから立野線でですね毎年災害が起きておりまして、ここ数年通行止め等で非常に皆越地域の皆さん方にはですね御迷惑かけてるところでありまして、立野線のほうはですね全面通行止めということで災害復旧の予定でありまして、こちらについての災害はですね来年を目途に解消するものと思っておりますが、一方で皆越線のほうにつきましては、集落までは何とか取れるような対策を行っておりますが、集落から先、槻木に向けての区間につきましてはですね、昨年、それからその前から引き続いて道路が崩落して消失してるという状況でございまして、まず山の部分が崩落してる部分につきましては、これは県の林務のほうの担当で治山工事に対応してもらおうということではありますが、去年の打合せの段階でそちらが3年になるのか4年かかるのか、ちょっとまだ未定ですという話だったものですから、そのあとに今度は道路の復旧に取りかかるという状況で考えておりましたですけども、なかなか今の時点で、何年先に完了しますっていうのが言えないという状況でございまして、ただおっしゃいます通り、場所のですね表示とおおむねの復旧見込み辺りをですね地図なりに落としたところでですね、皆越地区の皆さん方に配布してお知らせしたいというふうに考えております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 町民課にお尋ねをしたいと思えます。6ページとか14ページで、戸籍に関する費用が計上されておりましたけれども、改正戸籍法がですね、今年の6月に衆議院本会議で可決されまして、この行政のDX化ということで、このような債務負担で行為でありますとかいろいろ出てきてるんだと思うんですが、これから赤ちゃんが生まれてきてですね、戸籍登録をされる際にいろんなお名前があるんですが、そこにふり仮名、読み方、読み仮名を必ずつけなければならないというのがこの改正戸籍法だったと思えます。これは来年の6、令和6年から法律が施行されるということですので、町民の方へのですね周知等は、もうしておかないといけないんじゃないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） はい。御質問にあった改正戸籍法の改正ですけども、住民票、戸籍それと戸籍の附票についてですね、仮名をつけるということで現在進んでるところでございまして、今役場のほう、町民課のほうにおいてはですね、今、申請の段階でですね、まだ予算化はしていませんけれども今後進めていく状況でございまして。また町民に対してのですね、周知につきましては、広報紙等を通じてですね、お知らせをして来年の初旬にはですね、皆様方にですね、戸籍や住民票にふり仮名が振ったものがとれるということですね、まずはそれ以前にですね、周知したいと考えておるところでございまして。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、分かりました。いくらあの出生数が減ってるとはいえですね、子供さんが生まれてそして最近では少なくなったと聞くんですけどもきらきらネームというのがやはりございまして、なかなか難しい読み方がございます。で、今回の法改正の中ではNGとございますか、一般的に読みにくいものは受け付けないというかですね、いろんな規定があるようですので、その辺りも早めにですね、周知のほうをお願いしたいと思いました。

◎議長（森岡 勉君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） はい。今、議員のほうからですね御説明がありましたきらきらネーム、それと今後名前としてですね、付けない、使われ、つけることが出来ない名前がございまして、その例示もですね、広報紙等で周知して、今後ですね、出生届にそういうふうな名前等がですね、提出されないように十分気をつけてですね、皆様方にお知らせをしたいと考えておるところです。以上です。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、3点ほどお尋ねをしたいと思います。まず12ページでございますが、総務債で光基盤整備事業債6,000万。これにつきましては、過疎債だろうと思えますけどその確認で過疎債の場合のですね、通常枠なのか特別枠なのか、まだ確定してないと思えますが、町としてお考え、計画、どのようにされているかをちょっと1点確認をさせていただければと思います。それから13ページでございますが、中ほど企画、目の企画振興、7の企画振興費でございますが、その中で総合計画の作成業務委託、これは一般質問でちょっと触れさせていただきましたが、今回このタイミングで変更というか追加ともされております。一応説明これまで受けておりますが、その分の説明を再度、再度といたしますか、意味合いをですね、お尋ねをしたいと思います。これ確認になってしまいますが、と申しますのは、この前も申し上げましたが12月を計画策定事業12月を2月に先送りすることは、私はどうしてもですね、当初予算編成等の絡みで結果的に形骸化すると、私はどうしてもそう思っております。今現在、この前も一般質問のとき申し上げましたが。ですからそれ、今回予算として出てきておりますので、再度その付近を、この前ちょっと課長のほうがですねそうならないような実際の策定の手順をやるという、そういうそういったニュアンスの説明をされたというふうに私は受け止めたんですが、その付近を再度ちょっと確認をさせていただければと思います。もう1点。もう1点でございます。教育委員会のほうにお尋ねします、19ページで須恵小学校の給食室の屋根改修ですか。これが今回補正として出てきた。これ。この今回補正計上されるまでのですね、どの段階から修繕の必要性とかですね、そういったもの教育委員会として確認をされて今回補正になったのか。その付近のこれまでの経緯をちょっとだけ教えていただければと思います。以上3点、お願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 中野デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい、私のほうから1点目の光基盤整備事業債の点についてお答えさせていただきます。先ほど企画政策課長の説明の中で申し上げたとおり、こちらの光基盤整備事業債につきましては、過疎債を活用することを念頭に置いておりまして委員会の中では御説明しているところですが、この過疎債の具体的なその枠と申しますか、カテゴリーにつ

きましては、優先順位と申しますか、我々の希望度としてはですね、特別分が使えるのであれば、特別分を優先的に考えていきたい。ただその活用が実際にもろもろの理由で難しかった場合にはですね、通常のハード整備事業分に対応していきたいと、そういうふうに考えているところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。では2点目のですね総合計画の件につきましてです。先ほども説明で申したとおりですね、今回のですね、第三次総合計画とですね、次期総合戦略。これにつきましては、少なからずですね人口減少のですね、対策など、こういったところが盛り込まれております。説明を一般質問で受けたときにですね、人口ビジョン、こちらをやはり作成して反映させたほうがより正確なといいますか、物ができるところで考えているところでございます。これにつきましては、社人研こちらのほうがですね、今年度の12月までには推計を出したいということがありましたので、そちらのほうをですね、見まして人口ビジョンを作成したいと思っております。そういったところも踏まえてですね、今回3月議会のほうにですね、上程させていただくということで説明をさせていただきました。今後の経過としましては、基本計画が素案といいますか、出来た時点でですね、議会の皆様にはですね、お示しをしながら予算との整合性を図っていきたいというふうに思っておりますので、ある程度ですね計画あたりがまとまった時点で、随時、説明をさせていただきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、須恵小学校の屋根の工事の件ですけれども、須恵小学校の本食堂は、昭和57年に増築されておりまして、40年を経過している施設であります。これまでも細かい部分で部分的な修繕を行ってまいりましたけれども、やはり今年度の梅雨時期においても雨漏りが見られると。下は当然食堂ですので、不衛生な面も多々あるということで抜本的に屋根を、屋根材の厚みも薄くなっておりますので、抜本的な改修が必要ということで今回計上させていただきました。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。ありがとうございます。まず1点、1点目の件でございますが、今回の補正6,000万についての過疎債の優先度的には特別枠を求めていくというお話これもこれまで聞いておりますが、実はお尋ねしたいのはこれからでございます。この後でございます、債務負担行為で、別途上がっておりますですね、来年度、再来年度。ここの財源をですよ。これも特別委員会でお尋ねしておりますけれども、あえてこの本会議場の場で予算の中でお尋ねするのは、それ分についての特別枠活用の問題ですね。結局ここがこの9億という金額でございます、これは本当本町の財政にもものすごく大きな影響を与える、その数字の数字の大きさですね。からしたときに、ということで財政課のほうにちょっとお尋ねしたいのは、これの特別過疎債。この充当がこちらの希望どおり行ったときとかですね、あるいは例えばですね、あくまでも半分であるとか、いろんなそういった財政上のシミュレーションとかその財政計画を想定される中で正式な計画じゃなくてもですよ、何かそこ辺りをこの9億の財源がどうなるかによって今後ですね、かなり大きな影響を与える。恐らくお答えはそれが過疎債の充当は可能でなか

った場合は、基金充当という話になるんだろうとは想定はするんですが、一応その財政課のお考えですね、いろんなことが想定できると思います。記憶の中のどれだけ充当ができるかですね、その辺りちょっと現時点でのお考えをありましたらお願いをしたいと思います。それから2点目のですね総合計画の件でございますが、これもちょっとしつこく言ってる部分があると思いますけれども、当初予算編成、当初予算の案はですよ、あくまでも財政課案は、年内にはできると思うんですよ、通常。それからいろんな調整していくんだろうと思いますけど、それでこの経緯、新しい総合計画、基本計画、実施計画をつくっていく段階で、それが2月末に出来て3月定例で承認を受けるということ、時にですよ。当初予算は、もう同時で出来ているわけですね、同時に提案する形になる。私、経緯は分かるんですが、せっかくその時期の変更されてもう2年前からそういう総合計画の策定に着手されてですね。そして加えて12月末までは策定するというような計画でこれまでこられたのに、このタイミングでこのタイミングというのは最終年度のこの9月の段階で計画策定を遅らせるという、私は、これはどうも通常年ベースであればですよ、まだ理解、もう半分ぐらいは理解できるんですが、何でこの1年半のずっと計画策定期間があって、このタイミングで計画策定の週終わりをですよ、年度末に持っていかれるかな。何か私はそこに私は計画策定の形骸化という言葉使わせてもらってるんですが、結果的にそうなってしまうような気がするんですよ。私非常に何かもったいないというか、そういうイメージを持っておりますので、ちょっとその点、もうこれで私は最後にしたいと思うけどそれを再度ちょっとお尋ねをしたいと思います。と三つ目でございます。須恵小の給食室のお話は、これお尋ねしたのは、合併特例債を充当されるというお話でございます。合併特例債、今年度は終期でございますし、終年、最終年度でございますして、合併特例債があるうちにということで、ここ数年解体事業をベース、多くですねやって、あれだけここ数年合併特例債が終期がもう令和5年度って分かっている中でですねやってこられた中で、修繕事業が最終年度のこのタイミングでですよ、上がってきた。私やること自体を否定するんじゃなくて、合併特例債で対応できる事業の何か洗い出しというか、皆チェックをですよ、どうされてたのかなという疑問が今回の予算では、ちょっと思ったんですよ。修繕事業がこのタイミングで、合併特性、特例債充当出てくる。もしかしてまだほかにもあるんじゃないのみたいなですね。大きな整備事業等々はですね恐らくもう計画あるからなされていると思うんですが、そういう意味で合併特例債対象事業の数、何ていうかなほんと最終的な確認作業というのが、全庁内でされてたのかな、たまたま修繕事業が、これは合併特例債でいいんじゃないのになったのかですね、ちょっとそこはよく理解出来ませんが、これだけ最終年度、最終年度というのはもう数年前から言ってきた中での、年度途中あと半年の何段階で修繕事業が合併特例債充当で出てきたのが、ちょっと私は、えっというような疑問があったんですよ。で言いたいのは、ほかにももしかしてまだあるということはないでしょうね、というのがちょっと確認なんですけど、その付近のチェックというか確認、改めてされてるかどうか分かりませんが、もしその付近のここ1年ぐらいの流れがありましたらお願いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 光基盤整備の9億円の過疎債の特別枠が、全て来なかった場合等のシミュレーションということに関するお尋ねかと思いますが、現在のところですね、

議員おっしゃったとおり基金の充当など、いろいろな方策があるかと思いますが、そちらについてはまた今後ですね、検討していくということになるかと思いますが。はい、1点目については以上です。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。2点目のですね総合計画につきましてですが、これまでですね、1年半余りの準備期間があったというところで、これにつきましては、担当者もですね、一本化にするか、そのままですね総合計画と総合戦略の2本立てかというところでいろいろほかの他の自治体の例等を見てきまして、やはりですね、先ほども申しましたとおりですね、人口の関係などからですね、総合計画の中に位置づける。一貫的な取組ができるというところを決断いたしまして今回、一本化を行うということで現在進めているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。合併特例債を利用しての修繕事業というところでのお尋ねですけれども、須恵小学校のこの屋根改修につきましては、劣化診断もありまして各学校、優先順位をつきまして、対応しているところですが、必要な改修工事があるという中で今回この須恵小学校の屋根が、今後大規模な雨漏りが懸念されるために上がってきたと。その中で有効な財源を活用をするということになりましての合併特例債での財源の活用となっていると思います。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。はい、一応1点目2点目はそれで終わりたいと思います。3点目は別にこれは教育課長にお尋ねしたつもりなかったんですよ。町全体としてですね、合併特例債事業の最終確認と申しますか。そういったものが何かなされたことがあったのでしょうかということをお尋ねしたつもりだったんですよ。学校ですね整備、修繕とか云々はそれはそれぞれの都度やっていって結果的に先ほど言いましたたまたまこれは合併特例債充当財源的にそれでオーケーというのを財政当局が判断されて充当されたのか。それとも合併特例債対象事業の洗い出しをこの最終年の、先ほど言ったように最終年度だからということでここ1年もちょっとやってきてますよね。その中でたまたま今回の事業が盛り込まれたという表現適当じゃないかもしれませんが、該当する充当できる事業だったということでされた。そういう結果的にたまたま出てきたということで理解すればいいのか、その確認をさせていただきたかったところでございますので教育委員会じゃなくて、町全体としての中での何かありましたらお答えをいただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（北口 俊朗君） はい、当然、合併特例債活用については洗い出しはされてたと思います。ただ今回ですね上がってきたのはやはり、深田中学校の体育館の取壊しが多分取りやめになったということで、その財源がこちらと申しますか、当然、予算が必要ということで、補正予算が上がってきたものですから、そちらに振り分けられたというようなふうに私は思っております。当然特例債の活用についてはもう洗い出しは全て終わっていると思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。11番皆越です。生活福祉課にお尋ねいたします。地域介護福祉空間整備事業補助金がですね、上がっておりますけども、これは全協でも説明のとおりりゅうきんかさんが申請されたというようなこととございます。今年はですね、りゅうきんかのこの非常用自家発電整備というように、1台ですね。今年はこのりゅうきんかだけが申請されたものか、ほかにもですね、申請された方がおられたのか、それと昨年状況をお聞かせいただきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい、高齢福祉課のほうで御回答させていただきます。まず本町内ですね、施設でございますが、広域型事業所と言いますのが県の指定の施設で、こちらあの町内に7施設ございます。そのうち過去に整備出来ておりますのが、二つの施設が整備されております。地域密着型サービス事業所と言いますのがこちら町の指定の事業所となりましてこちらが10の施設でございますが、一昨年、1施設、すいません年度がちょっと今はっきりしませんが、一つの施設は整備済みでございます、今回このりゅうきんかの整備を予定ということで10施設中の2つの施設、合計しますと、17施設中、4つの施設で今年度末でですね、整備がされるということで把握しているところでございます。昨年度はなかったと把握しておりまして1昨年ですね、一昨年は1施設整備がされております。現時点ではまだ来年度以降の要望等についてはまだ把握はしていないところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。県のホームページを見るとですね、もう次年度の予約とかもされておられる状況かと思っておりますので、やはりですね、町としてもですね、早く申請される施設がありましたら早めに対応していただきたいと思っております。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。今御意見いただきましたとおり、通り、非常に重要な設備であろうかと思っております。いろいろ事業所等のお話も伺っておりますと施設によっては、自家発電設備またその燃料を貯蔵施設等の設置場所がですね、若干必要になってくるということで用地の確保の問題も若干、抱えてる施設もあるということでございます。また本年度の事業につきましては、恐らく100%近い補助率になろうかと考えているところでございますが、県のほうが例えば年度によりましては、非常に複数の施設をもし内示をした場合には、補助の上限ですね、上限が引下げられまして事業所の負担が発生してくるということも考えられるといったところがあつたと思っております。それでもですね、中にはマイナスの補助事業の通知はしておりますけども、その補助事業の内容についてですね、内容について、まだよく把握されておられない事業所もあるのではないかと考えております。今後町のほうでも事業者に対しまして指導でありますとか、説明する機会も設けたいと考えておりますので、そういった折に積極的に導入を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） すいません、こども医療費の助成事業費、助成事業に対してちょっと御質問をいたします。償還払いから現物支給ということで変わるですけど、以前ですね、あ

さぎり町が償還払いから現物給付にした時に医療費の町の負担が2,000何百万とか300万かですかね、ちょっと上がったという記憶があるんですが、今回この償還払いから現物給付をすることによって、どのくらいのあさぎり町の医療の負担が上がる見込みなのか。根拠はどういったものなのかっていうのをまずお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。今回償還払いから現物給付ということで変更ということを用意をしているところでございますが、今の、今現在のですね、この給付金の支払い状況を見てみると、コロナ禍であったここ3年間の給付額よりもかなり上回る給付が今現在なされております。これは多分、新型コロナ関係、新型コロナ感染症が5類へ移行したことによって、受診についてもですね、有料となったということも大きいのかなとは思っています。またインフルエンザの流行も同時にあったということで、その辺の受診率、受診が多かったのかなというところで推測はするところですけども、今現在の状況を見ますと、令和元年度に令和元年度並みですね、予算が必要になるのではないかとこのところで見えております。令和元年度の決算額を見ますと、給付費だけで見ますと5,150万程度を支出しておりますが、令和元年度を今現在、試算をしたところですね、この現物給付に変わることによって令和元年度を基準に考えた時には、給付、給付費だけで700万程度の伸びが考えられ、700万程度ですね、伸びるのではないかとこのように試算はしているところです。この中には、今現在あさぎり町では高校生までを給付の対象としておりますところとあと、今まで給付金の申請をされなかった部分についても今後は給付の対象になってまいりますので、その辺を鑑みたときにそれぐらいの伸びになるんじゃないかというところでございます。あとは事務費、支払い基金とですね、国保連に支払います事務費が必要になってきますので、その辺の経費として、200万弱ぐらいの経費が余分にかかってくるのかなというふうには考えているところでございます。以上です。

◎議長（森岡 勉君） 2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 出生率もだんだん今低下しているということで、負担が大きく、毎年増えていくのかっていうと、なるべくそれを抑えるような、いろんなコンビニ受診とかもある考え方もあるんですけど、その分子供の数も減ってくるということで、負担割合も圧縮していく方向にやっぱり努力しなきゃいけないと思うんですね。これが増えて昔のように何千万とかなったときに、結局それは誰が負担するかというと税金にはね返ってくるっていうことになりますんで、できればそら辺のですね、試算されてる700万から圧縮できるような努力をしていかないとどんどんどんどん大きくなったらまたそれが町民にはね返ってくる、来るっていうことになりますんでその辺の考え方を毎年どうやっていくのかっていうのをお聞かせいただきたいんですけど。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。今議員おっしゃられましたコンビニ受診とか、いうですねそういう部分についてはですね、今後も受診についてはですね、いろいろと広報等でですね、お知らせをして、そういうですね、必要ない受診というものについてなるべく控えていただくように広報活動等で周知をしていきたいと思っております。またこの現物給付につきましては、

上限額を設けておりました1医療機関当たりですね、2万1,000円。1か月のですね受診に対して2万1,000円という上限額を設けておりますので、その辺でのその辺で上限を設けることによって、その部分の抑止的な効果もあるのかなと言うふうに考えておりますので、そういうところも含めまして、今後、周知を徹底したいと考えております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。会議の途中でございませけれども一応これで休憩したいと思います。午後は13時30分から再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） 日程第4、議案第22号令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算括弧第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第22号、令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号、第1号について提案いたします。令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,456万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしく申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、引き続き第2項より読み上げたいと思います。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、第三者行為求償に係ます午前中に議案第20号で可決いただきました訴えの提起に伴う訴訟代理人への委託料を増額するものでございます。7ページをお願いいたします。歳入です。1枠目の目1繰越金の増額は、財源調整としております。8ページをお願いいたします。歳出です。1枠目の目1一般管理費、節12委託料、損害賠償金請求訴訟業務委託料を増額としたものでございます。以上説明を終わりますよろしくようお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第5、議案第23号令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算括弧第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第23号、令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号

について提案いたします。令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,230万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,654万7,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はいそれでは、議案第23号について御説明いたします。第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正内容は、令和4年度の介護保険特別会計の決算に伴いまして計上するものが主なものとなっております。7ページをお願いいたします。歳入でございます。目1繰越金、節1繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金でございます。8ページをお願いいたします。歳出になります。2枠目の目2償還金、節22償還金利子及び割引料、介護給付費負担金返還金は、令和4年度の介護給付の事業実績に基づき、国県へ返還するものでございます。次の地域支援事業交付金返還金につきましても、令和4年度の実績により国県へ返還するもの。支払い基金交付金返還金は、支払い基金へ返還するものでございます。3枠目、目1一般会計繰出金、節27繰出金につきましては、介護給付費などを精算した町負担分を一般会計へ返還するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第6、議案第24号令和5年度あさぎり町水道事業会計補正予算括弧第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第24号令和5年度あさぎり町水道事業会計補正予算第1号について提案いたします。第1条令和5年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第1号は次のとおり定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは議案第24号について御説明いたします。引き続き、第2条から読み上げさせていただきます。第2条令和5年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 第1款水道事業収益、補正前の額4億48万6,000円、補正額10万5,000円、計4億59万1,000円。支出 第1款水道事業費用、補正前の額3億6,174万8,000円、補正額105万円、計3億6,279万8,000円。3ページをお願いします。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,106万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,089万5,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,017万2,000

円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 第1款資本的収入、補正前の額5億4,146万2,000円、補正額260万円、計5億4,406万2,000円。支出 第1款資本的支出、補正前の額6億5,199万7,000円、補正額313万2,000円、計6億5,512万9,000円。4ページをお願いします。第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額4,172万4,000円、補正額72万1,000円、計4,244万5,000円。詳細につきましては、16ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。1目受取利息及び配当金。節2基金利息につきましては、水道事業基金の一部について運用を開始するため、年度内収入予定額の利息分を増額するものです。17ページをお願いします。最下段の1目支払い利息及び企業債取扱い諸費、節1企業債利息は、令和4年度借入れ実績及び利率の変更により、その差額を計上するものです。19ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。1目工事負担金、節1工事負担金は、免田地区の配水管布設替工事に伴う消火栓設置による一般会計負担金を計上しております。20ページをお願いします。資本的すいません、支出でございます。1目配水設備整備費、節の1番下、節7委託料は、水道施設再編整備により免田配水区域から岡原地区に整備予定のポンプ、すいませんちょっとお待ちください。20ページについて説明させていただきます。支出でございます。1目配水設備整備費、節の1番下、節7委託料は、水道施設再編整備により免田配水区域から岡原地区に整備予定のポンプ場までの送水管の設計委託料を計上しております。その下、1目投資、節1基金につきましては、収益的収支の収入で説明しました基金利息を積み立てるため同額を計上しております。9ページをお願いします。令和5年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額8,336万5,000円。最下段の資金期末残高は6億3,009万6,000円となる見込みでございます。10ページをお願いします。10ページから12ページにかけては、給与費明細となっておりますので、御覧いただきたいと思っております。13ページをお願いします。このページから15ページにかけては、令和5年度予定貸借対照表でございます。このページ最下段の資産合計とただいま送りました15ページ、最下段の負債資本合計はともに54億7,088万3,609円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第7、議案第27号令和4年災林道芋の八重線災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第27号令和4年災林道芋の八重線災害復旧工事請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和4年災林道芋の八重線災害復旧工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由です。詳細

につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、議案第27号について御説明申し上げます。本件につきましては、令和5年8月30日に入札を行いまして、現在、落札業者と仮契約を締結しているところです。契約の内容になりますが、工事名、令和4年災 林道芋の八重線災害復旧工事。工事内容、主な工種としまして、ブロック積み工、及び現場打ちボックスカルバート工となります。工事場所、球磨郡あさぎり町皆越地内。契約金額6,182万円。契約の相手方、球磨郡あさぎり町上西83番地、上瀨建設有限会社 代表取締役、上瀨玄樹。契約の方法、指名競争入札となります。なお、工期につきましては、令和6年3月15日までを予定しているところです。説明につきましては以上となります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第8、議案第28号あさぎり町スクールバス車両の買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第28号あさぎり町スクールバス車両の買入れについて提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町スクールバス車両の買入れについて、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい。それでは議案28第あさぎり町スクールバス車両の買入れにつきまして、御説明いたします。買入れ物件は、あさぎり町スクールバス車両、小型バス1台となります。2、納入の場所につきましては、あさぎり町上北地内。3、買入れ価格が954万278円。4、契約の相手方はあさぎり町免田西2431番地、株式会社球磨建機サービス 代表取締役大熊勝人。5、契約の方法は、8月30日に指名競争入札を行いました。納期限は令和6年3月1日を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第9、議案第29号あさぎり町学校給食センター配送車両の買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第29号あさぎり町学校給食センター配送車両ひばり号更新の買入れについて提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町学校給食センター配送車両ひばり号更新の買入れについて、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育長。

●教育課長（山口 宏子さん） はい、議案第29号あさぎり町学校給食センター配送車両の買入れについて御説明いたします。買入れ物件は、1に記載しております普通貨物2トン車架装車両1台を購入するものです。小・中学校へ給食を配送する専用車になります。2、納入場所はあさぎり町免田東地内。3、買入れ価格は、964万4,580円です。4、契約の相手方は、あさぎり町免田東2684番地207、株式会社中山自動車サービス 代表取締役中山政勝。5、契約の方法は、8月30日に指名競争入札を行いました。納期限は令和6年3月29日を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第10認定第1号から日程第13認定第4号、日程第14議案第25号、日程第15議案第26号及び日程第16号認定第5号から日程第17号及び認定第6号について、日程第10の認定第1号令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、認定第4号令和4年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第14、議案第26号令和4年度あさぎり町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてから、日程第15、議案第26号令和4年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び日程第16、認定第5号令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、認定第6号令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを決算に関連がありますので、一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） それでは、令和4年度の決算認定について提案いたします。認定第1号令和4年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和4年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第25号令和4年度あさぎり町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、議案第26号令和4年度あさぎり町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第5号令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

あさぎり町監査委員の決算審査意見書をつけて提出し、議会の認定に付するものでございます。どうか審議の上、認定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君）　ここで決算審査に当たられました尾方代表監査委員に審査結果の報告を求めます。尾方代表監査委員。

●代表監査委員（尾方 正志君）　皆さんこんにちは。代表監査委員の尾方でございます。よろしくお願いいたします。皆様方には日頃よりあさぎり町発展のため御尽力なされていることに対して心より敬意を表したいと思っております。また令和4年度におきましても新型コロナウイルス感染症対策及びその関連施策対応と昨年引き続き困難な事案に対応されたことを重ねて感謝申し上げます、申し上げます。ありがとうございます。ところで、私もほとんど議員の皆様の皆様方の、皆様方にはお会いしたことはありませんので少しお時間をいただいて、自己紹介をさせていただきます。出身は、多良木町久米です。久米小学校、多良木中学校を卒業し、昭和59年3月、今は廃校となりました多良木高校を卒業し、卒業後1年間は専門学校に通い、昭和60年4月から61年6月まで熊本市東区にある税務大学校熊本研修所で税務職員となるための研修を受講し、昭和61年6月最初の勤務地である鹿児島税務署に4年間勤務しました。在職中に鹿児島県立短期大学を卒業し、卒業した年に転勤をし、鹿児島税務署を含めて15署35年間勤務し、令和3年7月、鹿児島県の鹿屋税務署を最後に退職しました。そして令和3年9月、人吉市上薩摩町に尾方正志税理士事務所を開業しました。税務署在職中は、個人事業者に対する調査、相談、指導、申告等に従事しておりましたので、会社経営より個人事業者の方を得意としていますが、税に関する相談がありましたら、いつでも御連絡ください。そして今年7月、あさぎり町長からあさぎり町監査委員の辞令を受けましたので今ここにいるというわけです。自己紹介はこれくらいにします。さて、決算審査は決算のその他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものであり、加賀山監査委員とともに協力しながら審査を行ってきたところでございます。それでは決算審査意見書について、御手元の資料に基づいて説明申し上げます。審査に当たりましては、1円単位まで審査しているところでございますが、説明に当たっては万円単位での説明とさせていただきます。なお皆様御存じのことと思っておりますが、令和4年度の決算は、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症と豪雨災害により例年にない歳入・歳出となっております。前年度比の数値は、例年決算審査での数値と大きく違っておりますことをあらかじめ申し上げます。まず2ページを御覧いただきたいと思っております。審査の対象としたものが、①の一般会計と②から⑥までの五つの特別会計でございます。項目の2番から4番までの審査期間、審査場所、審査要領を記載しておりますけれども省略させていただきます。5番目の決算の概要について御説明申し上げます。一般会計及び特別会計ごとの予算額決算額に対する比率を示しているのが、第1表であります。続きまして一般会計の決算状況についてであります。4ページの第2表のとおり令和4年度歳入額につきましては、約143億6,057万円。歳出総額が約134億851万円で差引き残額が約9億5,205万円と前年度比が歳入で約8億131万円、歳出で約9億463万円の減少、差引きで、差引き残では、約1億332万円の増加となっております。このうち約2億4,185万円が翌年度へ繰り越すべき財産となるため、実質収支額は約7億1,020万円の

黒字となっております。各年度別決算の推移も同じ第2表に示しているとおりに実質収支は前年度より増加しておりますが、令和2年度と比べますと3億411万円ほど減少となっております。一般会計の歳入を示しているのが5ページの第3表です。歳入合計は1番下の欄、予算現額が145億8,436万円、調定額が146億6,275万円、収入済額が143億6,057万円となっております。また収入未済額は2億9,973万円、不納欠損額が244万円となっております。6ページの第4表を説明いたします。単独事業など自由な活動ができる財源として自主財源があるわけですが、本町の自主財源比率は前年より減少して25.2%となっております。前年度に比べ寄附金は1億5,408万円、諸収入が6,662万円増加しましたが、町税は3,587万円、分担金及び負担金が149万円、財産収入が2,996万円、繰入金が16億4,104万円、繰越金が3億8,860万円減少しています。自主財源比率は前年より寄附金が大きく増加しましたが、繰入金、繰越金が大きく減少したため前年より11%減少し、25%であります。依存財源の主な状況は、前年に比べて地方交付税が1億1,375万円、国庫支出金が6,568万円、県支出金が908万円とそれぞれ減少し、地方消費税交付金が617万円、町債が12億6,210万円と増加しております。町税の収入状況を7ページの第4、第5表に示しております。調定額は13億4,859万円で、前年度の13億9,297万円より4,437万円ほど減収し、収入済額は12億7,583万円で前年度の13億1,170万円より3,587万円ほど減収し、減少しております。徴収率は予算現額に対しましては105.3%、調定額に対して94.6%となっております。不納欠損額につきましては前年に比べて144万円の減少、収入未済額については705万円の減少となっております。過去5年における町税の収納状況を8ページの第6表で見ますと令和4年度は前年度より収入未済額は減少しています。不納欠損額は、令和2年度より年々減少し、徴収率は過去5年間で最高の94.6%となっております。第7表が町税における収入未済額の前年度との比較であり、収入未済額は大きく減少しております。9ページの第8表と10ページの第9表が保育料及び公営住宅使用料の収納状況を示したものであります。次に11ページの第10表の一般会計における歳出の状況であります。令和4年度の一般会計歳出決算は、134億851万円で執行率は97.0%であり、前年と比べると1.3%減となる執行割合となっております。また支出済額は前年度に比べて9億463万円減少しております。構成比を見ますと民生費が25.5%と高く、これは社会福祉費、国民保険、介護保険料等があることにより、次に高いのが総務費で23.2%、ほか教育費が11.7%、公債費が8.9%、農林水産業費が8.1%、土木費が7.8%、衛生費が6.4%などとなっております。歳出決算の推移は、11ページの第11表のとおりで令和3年度まではほぼ同程度の執行率でありましたが、令和4年度は97.0%と執行率は減少しました。歳出決算額を性質別に前年度と比較したのが12ページの第12表であります。義務的経費は48億3,682万円で、前年度と比較しまして8.1%、4億2,274万円の減少となっております。歳出総額に占める割合は36.1%と前年度に比べ0.7ポイントほど減少しております。投資的経費は27億7,067万円で前年度と比較しまして93.7%、13億4,021万円と大きく増加しております。主な要因は普通建設事業、補助事業、単独事業の増加です。その他経費は58億102万円で、前年に比べまして23.9%、18億1,711万円の減少となっております。主な要因は、積立金の減少であります。債務負担行為の状

況及び町債の状況につきまして、13ページから14ページの第13表、第14表のとおりであります。詳細は、臨時財政対策費、衛生費、農林水産業債と臨時財政対策費、衛生債、農林水産業債と商工債を除き前年度より増加しております。続きまして16ページの第15表国民健康保険特別会計の決算についてであります。歳入額21億1,308万円、歳出総額20億9,046万円で、差引き額は、2,261万円となっております。国民健康保険税の収納状況は、18ページの第16表のとおり調定額4億2,751万円、収入済額3億9,547万円で徴収率は92.5%です。収入未済額2,701万円、不納欠損額502万円であります。過去5年の収納状況の推移につきましては、第17表に示しているとおりであり年々徴収率は向上しております。19ページの第18表の歳出決算を見ますと予算現額20億9,819万円に対し、支出済額20億9,046万円で、執行率は99.6%であります。歳出の構成比を見ますと保険給付費、保険給付費が70.6%、医療給付費分が19.4%、後期高齢者支援金等分が5.3%などとなっております。後期高齢者医療特別会計決算は、20ページ第19表のとおり調定額2億4,118万円、収入済額2億4,064万円で調定額に対する収入率は99.8%です。収入未済額は53万9,000円あります。歳出総額は、2億1,037万円で、歳入歳出差引額は3,027万円となっております。介護保険特別の介護保険特別会計の決算状況が21ページの第20表で歳入総額20億4,434万円、歳出総額が18億7,791万円で歳入歳出差引き額は1億6,643万円となっております。22ページ第21表の介護保険料の収納状況を見ますと前年に比べ、収入未済額は増加しています。球磨郡障害認定審査事業特別会計及び球磨郡介護認定審査特別事業特別会計の決算状況が23ページの第23表、第24表に、24ページに奨学基金の積立て状況が第25表に示しております。次に25ページの基金の運用状況であります。大部分の基金の取崩しによるもので、増減につきましては、第26表のとおりであります。まちづくり基金2億円は、主に総務課、企画政策課、商工観光課、教育課、高齢福祉課、町民課で実施したまちづくりに関する事業の財源として取崩しを行っています。ふるさと基金1億3,000万円は、農業機械、農業施設機械整備事業補助金、社協運営補助金、学校ICT機器リース料、環境整備資材等事業、防犯対策事業等として取崩しを行っています。産業活性化基金3,337万円には、主に農業支援センター運営費、商工業振興補助金などの財源として取崩しを行っています。財政調整基金の使途明確化による特定目的基金への積立てとして、減債基金、産業活性化基金、公共施設整備基金、学校教育施設整備基金の取崩しも行っております。特別会計の繰入れ状況が26ページの第28表であり、4億8,696万円の繰入れを一般会計から行っております。各種財政指標を示したのが、26ページの第29表であります。財政力指数につきましては、本年度は0.238で僅かに増加しております。なお令和3年度決算における全国の類似団体の財政力の財政力指数の平均値は0.50となっております。経常収支比率につきましては、70%から80%程度に分布する、分布するのが望ましいとされておりますが、当町では85.8%となっております。同じく令和3年度の決算における全国の類似団体の平均値は88.9%となっております。実質収支比率は、一般的に3%から5%程度が望ましいとされ、されているところではありますが10.6%となっております。どちらの比率も前年より改善して、どちらの比率も前年度より改善しているように見えますが、依然として厳しい状況と言えます。財産管理の状況についてであります。

公有財産のうち土地及び建物に関する普通財産は、宅地が旧岡原庁舎の行政財産からの移動で7,881平米、旧須恵庁舎の行政財産からの移動で1,082平米ほか数筆の移動で雑種地2,608平米、宅地1万4,351平米増加し、建物は、旧岡原庁舎の行政財産からの移動で1,848平米、旧須恵庁舎の行政財産からの移動で510平米増加したが、旧深田中学校の施設の解体で2,170平米減少したため、他数筆の移動で113平米の増加になります。このように普通財産が増加したのは、行政財産を普通財産に移動したためであります。行政財産では、公営住宅が355平米、公園が293平米、その他の施設が1万4,904平米減少し、総計1万8,233平米減少した。これは、先ほど述べましたとおり行政財産を普通財産に移動したためであります。建物は、消防施設の新築で59平米増加しましたが、ほかは土地と同様の理由により公営住宅が9平米、その他の施設が2,862平米、総計2,811平米減少しております。それでは、審査の結果と意見について述べてまいりたいと思います。審査に付された令和4年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計算は、その計数は関係諸表帳簿その他証憑書類と照合し、また担当職員の質問等により審査をした結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。財産管理に関しての在庫品についても、例月現金出納検査等を通じまして定期的に関係帳簿と照合し、適切に管理されていることを確認しております。決算に関する総括的な意見は次のとおりであります。一般会計に関しまして、一般会計の収入の8.9%を占める町税の徴収率は、94.6%と前年よりよくなっております。これは、税務課の皆さんの効率的、効率的かつ緻密な努力の結果と思われまます。不納欠損額は前年度より144万円減少して155万円です。ただし依然として高額な滞納案件や徴収困難な案件が存在することから今後とも引き続き徴収努力をして負担の公平性を確保するようにお願いします。なおコロナ禍の影響で、従前実施してきた事業、予算を令和4年度においてもやむを得ず中止や変更したものが多くあるが、それらについては、その影響と結果を検討し、今後、復活すべき事業予算であるかを判断されるようお願いいたします。特別会計に関しては、いずれの特別会計についても黒字となっておりますが、分担金及び負担金で運営している球磨郡障害認定審査事業及び球磨郡介護認定審査事業の特別会計以外については、不納欠損や収入未済があり、徴収努力でさらなる健全な運営となるよう努めていただきたいと思ひます。なお、一般会計及び特別会計とともに各課の税金や料金等の回収に当たっては、引き続き債権回収対策連絡会議での検討など全庁を挙げての対応をお願いいたします。財政構造に関しましては、さきに述べましたとおり、本町の自主財源比率は、23.9%とまだ低い水準にあります。町民税、寄附金は伸びているものの、行政水準を維持するため優先順位等を考慮した規律ある財政運営に努めていただきたいと思ひます。財政分析です。財政の弾力性を示す経常収支比率については本年度85.8%であり、前年度の84.1%より1.7%好転していますが、これは分母となる地方交付税等の減少が要因と考えられます。歳出総額は前年度より減少し、義務的経費の全てが減少した結果と言えます。今後、経常一般財源が大きく好転することは望めないため、財政の硬直化が進み、経常収支比率は高くなっていくことが予想されます。なお地方交付税につきましては、マイナンバーの普及割合も今後影響してくるとされておりますので、マイナンバーも普及施策を全庁を挙げて取り組むことが必要と思われまます。可能

であれば各種補助金等の交付先にも普及率を上げる協力を求めるなど、いろいろな施策が出来ないか是非考慮願います。財政力指数については、0.238で、ここ数年大きな動きはありません。類似団体と比較しても低い水準にあるが行財政改革等の取組を通じまして財政基盤の協力強化に努めていただきたいと思います。基金の運用についてですが、保有財産については、第30表のとおり証憑帳簿との照合を行い、いずれも基金も適正に管理運用されていると認められましたので、今後とも適正な管理運用をお願いいたします。以上が、一般会計及び特別会計に関する決算審議の状況と総括的な意見であります。続きまして令和4年度あさぎり町水道事業会計決算について御報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましては、先に述べました一般会計等の決算審査と同様ですので省略します。5の審査結果であります。審査の対象といたしました令和4年度決算書及び附属書類の計数は関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。決算の状況につきましては、4ページ以降の資料を御覧いただきたいと思っております。第1表のとおり令和4年度の事業収益は4億2,472万円と前年度より2,641万円、6.6%増収しております。令和4年度における水道料金の収納状況については、第2表のとおりであります。徴収率は97.1%となり、前年度に比べ0.3%減少いたしました。収入未済額は、過年分も含めまして約638万円と前年に比べ29万円増加しています。ここ数年連続で現年分が300万円以上の未収額を発生していることから、さらなる徴収努力をお願いいたします。事業費用につきましては、第3表のとおり修繕費等、原水及び浄水費、配水及び給水費が3年度より5,812万円増加しております。結果、税抜後の純損失は、85万9,838円となっております。飛びまして11ページの経営分析比率、経営分析比率表で明らかのように固定資産構成比率が87.5%、固定負債構成比率が33.6%と事業の効率化、硬直化が懸念される数値であります。また収益は赤字となっており、有収率75.5%などから見ると漏水等が考えられます。今後、老朽施設の改修等が増えると考えられ、さらなる経営改善を進めていく必要があるものと考えております。さらに老朽施設の改修等が今後増えていくことなど、厳しい状況である現状について広報紙等で周知しておくことも必要と考えます。続きまして、令和4年度あさぎり町下水道事業会計決算について御報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましては、さきに述べました一般会計等の決算審査と同様ですので省略いたします。5の審査結果であります。審査の対象といたしました令和4年度決算書附属書類の計数は関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。決算の状況につきましては、4ページ以降の資料を御覧いただきたいと思っております。第1表のとおり令和4年度の事業収益は6億2,488万円となっております。収納率は96.5%となり、前年令和4年度における下水道料金の収納状況については、第2表のとおりであります。徴収率は96.5%となり、前年度に比べて0.1%減少いたしました。収入未済額は過年度も含めて631万円と前年に比べて39万円ほど減少していますが、さらなる徴収努力をお願いいたします。事業費用については、第3表のとおりです。12ページの経営分析で明らかのように固定資産構成比率が99.25%など、多くの分析項目が事業の硬直化が懸念される数値であります。収益は黒字ではありますが、今後ますます施設の経年劣化等が考えられ、改修が今後増えていくことなど厳しい状況にあり、さらなる経営改善を進めていく必要があると考えられます。ところで、令和5年10月よりインボイス

制度が始まります。そのため消費税の申告が複雑な処理が必要となることから、内部研修等により消費税の研鑽を図るとともに専門家のアドバイスを受けるなどの何らかの方策をとる必要があると考えられます。次に令和4年度の決算に基づく健全化判断比率等及び公営企業資金不足比率等の審査意見についてです。実質公債比率につきましては、年間の借金返済の額をあらわすもので資金繰りの程度をあらわす指標で比率の低いほうが財政に余裕があり、健全性が高いとされています。令和4年度の実質公債比率は8.1%で、前年度より0.2%減少しています。続きまして、将来負担比率についてであります。土地改良区などを含めた将来の負担が見込まれる負債の割合をあらわすもので、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。本年も充当可能財源等が将来負担額を上回ったことにより分子がマイナスになったため、指標は数値化されておられません。最後に、資金不足についてであります。公営企業に見る資金不足は生じてないため指標は数値化されておられません。今後、普通交付税が段階的に削除されることから、今後も健全財政に向けた取組を行っていく必要があると思います。少し長くなりましたが、以上で、1年の決算審査に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（森岡 勉君） 以上、決算の審査結果の報告をいただきましたが、これにつきまして代表監査委員に質疑を許可いたしますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、大変、監査お疲れでございました、ありがとうございました。1点ちょっと前々から疑問に思っていることがありましたのでちょっと専門家がおられるところでお聞きしたいことがございます。これは農道とかそれから農業用の排水路のですね、法定外の排水路も含みますけど、これらは町の財産、公有財産になるのか。なるならば固定資産台帳に登載されて財産の管理状況とかの、やはり何ですかね、ターゲットになっているのかどうかですね、そこら辺がちょっと長年の疑問でございましたのでちょっとお尋ねいたします。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時43分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。尾方代表監査委員。

●代表監査委員（尾方 正志君） 先ほどの質問ですが、今のところ財産とはなっていません。今後についてですけど公会計になりますので附属説明として、財政課長のほうに説明させていただければと思います。よろしいでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい、では固定資産台帳における水路の取扱いについてお答えさせていただきます。固定資産台帳につきましては、土地については、今回の監査対象にも入っておりますとおり監査委員、委員から御説明をいただいたとおりなんですけれども、工作物につきましては、水路台帳ですとか、現況を把握できる資料がなく、簿価の算出が不可能であること

から、現在のところ未計上というふうになっております。ただ平成29年に公会計が始まり、始まったということもございまして、平成28年度以降に整備した工作物から順次計上していくことにより台帳の整備向上に努めているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 12番小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、ありがとうございます。公会計が変わってくるということで固定資産台帳に徐々に踏査されるということで理解してよろしいんでありましょか。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。今後はですね、今後整備した平成28年度以降に整備した工作物から帳簿の方に記載をするというようなことでございます。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、過去に法定外公共物として扱われてた農業用排水路あたりがですね、移管された時点においてはもう全然まだその財産として、計上されていなかったということでありましょか。その間の空白期間は、もう全くその所有権はどこにもない状況で今に至っているのかというのちょっとその辺のところ我々も途中議員しながらあんまり気づかなかったんですけど、やはりその辺のところこういう決算とかに出てきた場合に、全くその財産として計上されなかったのかなど、今それをちょっと遡って考えたものですからこういう質問したわけですけど、その辺については、何か確認はございますか。財政課長。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。平成28年以前の農業排水路とかそういったことのお尋ねかと思えますけれども、所有者ですとか取得年度、価格について不明なものも多くてですね、地方公会計の制度の推進の観点からですね、簡便な手法で簿価を計上することが許容されておることから、今のところはですね、そこは計上していないというようなところでございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、下水道事業の監査についてですね、お尋ねします。6ページです。ここの3番特別損失の項目のところなんです、私が聞き漏らしていたのか、あるいは以前にですね、水道課長のほうからも報告あったのかもしれませんが、特別損失の数字が大きいので、これは何らか固定資産の除却などそういうことで、この数字が出てきたのかを確認したいのですが。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時48分

再開 午後2時50分

◎議長（森岡 勉君） それでは会議を再開いたします。尾方代表監査委員。

●代表監査委員（尾方 正志君） はい。先ほどの質問ですが、令和2年と令和3年の消費税の修正があったためにこの金額が上がっているということでした。よろしいでしょうか。消費税の修正が、はい。

- ◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑なしと認めます。これで代表監査委員の質疑を終わります。お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議については、11日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分、12日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を15日に行いたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、来週11日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分、12日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明質疑を行い、15日に総括質疑及び採決を行うことに決定しました。なお御手元に配付しました文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席いたしますので報告しておきます。
- ◎議長（森岡 勉君） お諮りします。明日8日から10日までは休会にしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、明日8日から10日まで休会とすることに決定いたしました。
- ◎議長（森岡 勉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。
- 議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後2時52分 散 会